

2022年10月6日

常務役員会の機能強化について

SKP 事務局

1. はじめに

桜台改革プロジェクトでは、会員の高齢化等に伴う課題が、現在の自治会活動でなぜ討議されず解決されて来なかったのかを討議し、これら課題を解決するために、その中心的働きをすべき常務役員会に焦点を当て、課題解決活動が継続的にかつ円滑に進めることができるようにするための方策、すなわち常務役員会の機能強化について検討した。

2. 常務役員会見直しの必要性

SKP では、過去 2 回のアンケート結果から会員の高齢化に伴う課題が浮かび上がったが、これらの課題がなぜ通常の自治会活動の中で解決されて来なかったのか、その原因について検討した。

その結果、

- (1) 役員任期1年交代制のもとでは、じっくりと高齢化等の中長期課題に向き合うことは不可能であった。
- (2) 常務役員会、最高執行機関の本部役員会は、都度発生する事案について対症的に対応してきたが、会員高齢化等の中長期的な課題については発議や提案はなく、ほとんど話し合われてこなかった。
- (3) 会社組織で言えば重役会議に相当する常務役員会の役割が会則等規程類で明確になっておらず、自治会運営の中心的機関として機能できていなかった。
- (4) 会則では、常務役員会は本部役員会の補助機関として位置づけられ議事録も必要ない会議になっており、本部役員会の討議の調整会議になっている。
- (5) 副会長は、総務、防災、企画、会計担当副会長として任務を持っているが、必要な課題の明確化や課題解決の行動が十分にできていなかった。
- (6) 常務役員会を課題解決のために機能させるためには、今の会則の規定では不十分であり、常務役員会を自治会運営の中心として位置づけ、それを会則で明確にする必要がある。

SKP では、常務役員会の見直し強化が必要であるという結論になった。

3. 会則における常務役員会の任務を改正

改正のポイントは

- (1) 常務役員会は本部役員会の補助機関とする、を削除し、自治会運営の中心  
的な働きをする機関とした。
- (2) 自治会が抱える課題解決のための任務を追加する。

改正案は以下の通り。

第13条(役員会)2. 常務役員会

現会則の規定	改正案(令和4年10月)
(1)常務役員会は本部役員会の補助機関とする	(1)常務役員会は自治会運営の中心的役割を果たさなければならない。(本部役員会の補助機関とする、は削除。)
	(2) 常務役員会は、現在自治会で起こっている問題や予見される課題に対策を提案するとともに、自治会業務執行のために必要な対応等を提案する。
(2)常務役員会で検討又は審議された自治会業務執行に関する事項は、本部役員会に提出の上、承認されなければならない。	(3)常務役員会で検討又は審議された事項は、本部役員会に提出の上、承認されなければならない。
	(4)会議の経過は記録され、議事録として保管されなければならない。
(3)常務役員会を以下の役員で構成する ①会長 ②副会長 ③地区長	(5)常務役員会を以下の役員で構成する ①会長 ②副会長 ③地区長

4. 担当常務役員とその任務

(1) 会則における常務役員の任務

“第13条(役員会の任務)

4. 副会長

② 企画担当副会長

(イ)自治会運営の企画立案に関する事項

に示すように、課題解決のための業務は企画担当副会長の任務の中を含むものと考え、会則改正の必要はないとした。

(2) 企画担当副会長の課題解決に向けた任務は、そのためのリーダーシップで

あり、具体的な方法について後の項で述べる。

#### 5. 常務役員会に求められる課題解決の進め方

- (1) 本部役員会の前座的な会議から、自治会運営の中心として企画、課題解決のための会議にする。
- (2) この活動に合わせて常務役員の任務や業務の再確認と必要な改善を図っていく。
- (3) 常務役員会と常務役員は、自治会が抱える問題や改善すべき課題を調査し、「改善課題一覧表」(添付資料.1)として保有したうえで、緊急性、難易度、影響度、実現性、効果等から重要度評価を行い、課題解決を年度計画に上げていくための、優先課題の検討および審議を実施する。
- (4) 常務役員会は、課題解決にあたっては年度方針や年度計画に上げた上で、改善活動のために新たに結成する委員会やプロジェクト、または現自治会組織の専門部等の検討グループの他、今後公募する自治会運営ボランティア等を指名し、本部役員会の承認を得る。
- (5) 指名を受けた検討グループは改善計画書を作成し、本部役員会の審議を経て、改善活動を開始する。

#### 6. 課題解決のための副会長の任務の確認

- (1) 常務役員会における課題解決のリーダーは、自治会運営の企画・立案を担当する企画担当副会長とする。
- (2) 各副会長は、担当する任務に応じて解決すべき課題を、以下の分野に振り分け、改善課題の発掘と整理、常務役員会審議準備、審議結果のまとめ、本部役員会へ改善のための発議の準備を行う。
  - ① (総務担当副会長):自治会活動全般、会議運営、広報、会員情報管理、施設管理、事務、
  - ② (防災担当副会長):防災、防犯、生活環境、支え合い助け合い
  - ③ (イベント企画副会長):自治会運営の企画・改善、イベント、専門部活動、ふるさと創生、青年部、子供会
  - ④ (会計担当副会長): 会計、予算管理、規程基準、資産管理、
- (3) 企画担当副会長は、解決すべき課題を「改善課題一覧表」にまとめ維持管理する。
- (4) 企画担当副会長は、常務役員会に諮り課題の重要度評価を実施し、次年度取り組むべき課題を審議し、年度方針に盛り込む。取り組むべき課題は最優先課題に絞り込む。
- (5) 常務役員は、自分の任務に関する課題の解決にあたっては、改善計画書の

- 作成等の中心的役割を果たす。
- (6) 具体的課題解決担当は、常務役員会で審議し決定する。自治会役員で構成する課題解決グループの他、必要により立ち上げる委員会、プロジェクトおよび今後公募する自治会運営ボランティアなどを考慮する。
7. 常務役員会機能強化で増えた業務負荷の削減対策
- 常務役員のなり手が不足している中、常務役員会の機能強化で常務役員の業務負荷が増えることは避けなければならない。
- 課題の発掘や課題解決のための業務負荷を減らすために、常務役員や理事等の自治会役員を支援する“自治会運営ボランティア”制度を提案する。
- 詳細は添付資料“自治会運営ボランティアについて”を参照のこと。
8. 今後の常務役員会の進め方への提案
- 月1回の常務役員会では、従来通りの会長、常務役員の報告、連絡、相談や、本部役員会審議事項の事前打ち合わせや調整を行うほか、企画担当副会長のリードで以下の審議を実施する。
- (1) 年度改善課題の改善活動進捗状況
  - (2) 新たに対応が必要になった改善課題
  - (3) 前項 6(6)で示す課題解決グループからの改善検討報告

以上